

岐阜県公報

号外 (二) 平成二十二年 三月 五日

目次

公 示

公有財産（土地）の売払に関する一般競争入札公告

（管 財 課）

ページ
一

公 示

公有財産（土地）の売払に関する一般競争入札公告

岐阜市、高山市、中津川市、美濃市、美濃加茂市、瑞穂市、海津市及び不破郡垂井町に所在する公有財産（土地）の売払について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和三十三年岐阜県規則第十九号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により公告する。

平成二十二年三月五日

岐阜県知事 古 田 肇

1 一般競争入札により売払する物件

物件 番号	所 在 地 番	現況 地目	地 積 (㎡)		予定価格 (円)	備 考
			公簿	実測		
1	岐阜市田島中町2丁目8番	宅地	92.88	92.88	3,100,000	
2	岐阜市田島中町2丁目38番	宅地	173.73	173.73	6,400,000	
3	岐阜市三田洞東3丁目12番1	宅地	213.89	214.78	3,700,000	
4	岐阜市加納高柳町2丁目1番1	宅地	1,043.94	1,043.94	66,000,000	建物付きでの売却
5	岐阜市加納新本町4丁目13番1	宅地	130.46	130.46	10,500,000	

6	岐阜市加納鉄砲町2丁目17番2	宅地	377.59	377.59	32,900,000	建物付きでの売却
7	岐阜市加納水野町3丁目12番3	宅地	52.09	52.09	4,500,000	
8	岐阜市加納西丸町1丁目60番3	宅地	366.50	366.50	31,700,000	建物付きでの売却
9	岐阜市日光町7丁目1番2	宅地	946.53	946.53	33,900,000	建物付きでの売却
10	岐阜市寺田1丁目16番2	宅地	482.02	482.02	11,500,000	
11	瑞穂市牛牧字足洗1285番3	宅地	240.67	240.67	8,200,000	
12	海津市海津町高須町字下町788番2	宅地	471.21	471.21	13,400,000	
13	不破郡垂井町字永長2400番10、2400番13	宅地	194.70	198.24	3,700,000	
14	美濃市字龜野3977番、3978番2	宅地	1,352.82	1,352.82	25,400,000	
15	美濃加茂市中部台2丁目1番5	雑種地	2,444	2,444.94	59,200,000	
16	中津川市駒場字青木442番1	宅地	515.92	515.92	11,000,000	
17	高山市堀端町120番1	宅地	349.32	349.32	11,100,000	
18	高山市石浦町4丁目279番	宅地	944.20	944.20	29,300,000	建物付きでの売却

備考 予定価格は、当該物件における最低売却価格であり、予定価格未済での入札は無効

2 入札参加者の資格に関する事項

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当すると認め

られる者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び次のアからエまでのいずれかに該当する者
- ア 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- イ 暴力法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ウ 次のいずれかに該当する者
- （イ） 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関係しているもの
- （ロ） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用するなどしているもの
- （ハ） 暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
- （ニ） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- （ホ） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの
- エ アからウまでに該当する者の依頼を受けて申込みをしようとする者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成14年法律第47号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (4) 県税を滞納している者
- 3 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
岐阜市数田南2丁目1番1号
岐阜県総務部管財課財産担当
電話 058 - 272 - 1149（直通）
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
- ア 交付期間
平成22年3月5日（金）から平成22年3月29日（月）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで
- イ 交付場所
3の(1)に同じ。

- ウ 入札説明書は、岐阜県のホームページからダウンロードすることもできる。
- (3) 入札参加申込みの方法
- ア 入札参加希望者は、県有財産一般競争入札参加申込書に住民票の写し（法人にあっては登記簿謄本）、印鑑証明書、誓約書、法人役員名簿（法人の場合に限る。）及び岐阜県税の完納証明書を添付して、3の(1)まで提出し、一般競争入札への参加を申し込みなければならない。
- イ 提出期限 平成22年3月29日（月）
- 郵送の場合にあっては、期限までに3の(1)へ到達したものを有効とする。
- ウ 期限までに入札参加申込書を提出しない場合は、入札に参加することができない。

(4) 入札を行う日時及び場所

物件番号	所在地番	入札の日時	入札場所
1	岐阜市旦島中町2丁目8番	平成22年4月12日(月) 午前10時	岐阜市数田南5丁目14番12号 岐阜県シンクタンク庁舎 5階 5 3会議室
2	岐阜市旦島中町2丁目38番	平成22年4月12日(月) 午前11時	
3	岐阜市三田洞東3丁目12番1	平成22年4月12日(月) 午後1時	
4	岐阜市加納高柳町2丁目1番1	平成22年4月12日(月) 午後2時	
5	岐阜市加納新本町4丁目13番1	平成22年4月12日(月) 午後3時	
6	岐阜市加納鉄砲町2丁目17番2	平成22年4月13日(火) 午前10時	
7	岐阜市加納水野町3丁目12番3	平成22年4月13日(火) 午前11時	
8	岐阜市加納西丸町1丁目60番3	平成22年4月13日(火) 午後1時	
9	岐阜市日光町7丁目16番2	平成22年4月13日(火) 午後2時	

10	岐阜市寺田1丁目16番2	平成22年4月13日(火) 午後3時	
11	瑞穂市牛牧字足洗1285番3	平成22年4月14日(水) 午前10時	
12	海津市海津町高須町字下町788番2	平成22年4月14日(水) 午前11時	
13	不破郡垂井町字永長2400番10、2400番13	平成22年4月14日(水) 午後1時	
14	美濃市字亀野3977番、3978番2	平成22年4月14日(水) 午後2時	
15	美濃加茂市中部台2丁目1番5	平成22年4月14日(水) 午後3時	
16	中津川市駒場字青木442番1	平成22年4月15日(木) 午後1時	恵那市長島町正家後田 1067番71 岐阜県恵那総合庁舎 4階 4C会議室
17	高山市堀端町120番1	平成22年4月16日(金) 午後1時	高山市上岡本町7丁目 468番 岐阜県飛騨総合庁舎分 館 1階 入札室
18	高山市石浦町4丁目279番	平成22年4月16日(金) 午後2時	

- (5) 開札の日時及び場所
3の(4)に同じ。
- (6) 契約条項を示す場所
3の(1)に同じ。
- (7) 入札方法等に関する事項
ア 入札の方法
入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。
イ 入札保証金
入札者は、売却物件の予定価格の100分の100の額の入札保証金を県の指定する納付方法により平成22年4月5日（月）までに納付しなければならない。

<p>ウ 落札者の決定方法</p> <p>落札者は、1の予定価格以上の価格で、最高の価格をもって入札した者とする。ただし、入札価格が最高価格である者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。</p> <p>エ 入札の無効</p> <p>本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>オ 入札又は開札の中止</p> <p>天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。</p> <p>カ 落札の無効</p> <p>落札者が、落札決定の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は県に帰属する。</p> <p>キ 郵便又は電信による入札は、認めないものとする。</p> <p>4 契約手続等に関する事項</p> <p>(1) 契約書作成の要否</p> <p>(2) 売買代金の支払方法</p> <p>契約締結時に、3の(7)のイの入札保証金を契約保証金に充当し、契約締結の後、県が指定する方法により売買代金と契約保証金との差額を売買契約の日から20日以内に納付するものとする。</p> <p>5 用途の制限</p> <p>(1) 落札者は、契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。</p> <p>(2) 落札者は、売買物件を暴力団関連施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。</p> <p>6 その他</p>	<p>(1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。</p> <p>(2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。</p> <p>なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。</p> <p>(3) 詳細は、入札説明書による。</p>
--	--